

2018.06.01

CSR・ERM トピックス <2018 年度第 3 号>

本誌は、CSR（企業の社会的責任）および ERM（統合リスクマネジメント）に関連する諸テーマについて、国内・海外の最近の動向や企業の抱える疑問などについて紹介・コメントした情報誌です。「コーポレート・ガバナンス」「リスクマネジメント」「コンプライアンス」「人権」「労働慣行」「環境」「品質」「CS（顧客満足）」「社会貢献」「CSR 調達」「情報セキュリティ」等、関連する様々なテーマを取り上げます。

国内トピックス：2018 年 4 月に公開された国内の CSR・ERM 等に関する主な動向をご紹介します。

<スチュワードシップ>

OGPIF が機関投資家のスチュワードシップ活動に関する上場企業向けアンケート結果を公表

（参考情報：2018 年 4 月 4 日付 年金積立金管理運用独立行政法人プレスリリース）

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）は 4 月 4 日、機関投資家のスチュワードシップ活動に関する上場企業向けアンケート結果を公表した。本アンケートは、機関投資家のスチュワードシップ活動の実態および企業の評価を把握し、活動全体のレベルアップにつなげることを目的として行われているもので、今回で 3 回目となる。アンケートの実施および結果の概要は以下のとおり。

<アンケート実施概要>

対象	： 東証 1 部上場企業 2,052 社（2017 年 12 月 15 日時点）
回答社数	： 619 社（前年 272 社）
回答率	： 30.2%
回答期間	： 2018 年 1 月 10 日～2 月 23 日

<アンケート結果の概要>

- ・ 2017 年 5 月のスチュワードシップ・コード改訂以降の IR ミーティング等における機関投資家の変化について、4 割が好ましい変化と回答した（前回から若干増加）。
- ・ 機関投資家との対話において、長期ビジョンを示す企業が約 7 割に達しているが、そのスパンは 3~5 年程度としている企業が大多数であった（3 年超：41.8% 5 年超：30.2%）。
- ・ ESG/CSR 活動の目的として「企業価値向上＋リスク低減効果」と回答した企業が半数強。大型株（東証 1 部上場銘柄のうち、時価総額と流動性が高い上位 100 銘柄）に分類される企業ほど当該目的を重視する傾向が強く、小型株に分類される企業においては、「社会貢献」を目的として挙げる企業が多い。
- ・ ESG/CSR 活動における主要テーマとしては、以下の回答結果のとおり、
 - ①コーポレートガバナンス
 - ②ダイバーシティ
 - ③気候変動が上位を占めたが、それ以外のテーマについても企業特性に応じて幅広く意識されている。

順位	項目	比率 (%)	順位	項目	比率 (%)
1	コーポレートガバナンス	67.4%	14	労働基準	10.7%
2	ダイバーシティ	43.0%	15	水資源・水使用	8.6%
3	気候変動	36.3%	16	社会市場機会	7.4%
4	人権と地域社会	33.8%	17	生物多様性	7.1%
5	健康と安全	32.5%	18	資本効率	6.3%
6	製品サービスの安全	30.5%	19	森林伐採	5.5%
7	リスクマネジメント	26.7%	20	腐敗防止	3.7%
8	情報開示	21.5%	21	不祥事	2.3%
9	サプライチェーン	17.9%	22	少数株主保護（政策保有等）	0.8%
10	取締役会構成・評価	14.2%	23	紛争鉱物	0.6%
11	汚染と資源	14.1%	24	税の透明性	0.5%
12	環境市場機会	12.3%	25	その他	13.2%
13	廃棄物管理	11.1%			

＜働き方改革＞

○大和ハウス工業が「耐火被覆吹付ロボット」の開発および実証実験の実施」を公表

（参考情報：2018年4月16日付 大和ハウス工業プレスリリース）

大和ハウス工業（以下、「大和ハウス」）は、建設現場の働き方改革として、鉄骨の柱や梁を耐火被覆吹付するロボットを開発し、4月16日～18日の3日間、「ダイワロイネットホテル東京有明」の建設現場で当ロボットを使用した実証実験を行うことを発表した。大和ハウスは、傘下の株式会社フジタ（以下「フジタ」）とともに外壁パネルを用いた無足場工法を共同開発するなど、現場の労働環境の改善に努めており、2018年4月からは4週5休を導入。2021年4月には4週8休（完全週休2日制）を目指している。

「耐火被覆吹付ロボット」は、産業用ロボットアームと走行台車、昇降台車を組み合わせたロボットで、開発の背景には、建設現場における慢性的な人手不足に加えて、長時間労働や低い労働生産性などの解決が期待されている。

大和ハウスによれば、通常、耐火被覆吹付するには3人が必要となるが、あらかじめロボットに構造柱や梁の断面寸法や長さを条件入力することで、必要人員を2人にすることができ、耐火被覆工事の工期も約20%削減できるとしている。

＜参考：建設現場の働き方改革に関する近年の動向＞

● 建設業界におけるロボットの導入

建設現場の労働環境改善に向けてロボットなどの導入が積極的に進められている。これまでも同業界ではロボットが導入されてきたが、各種センサーを活用した点検作業用ロボットが中心で、労働集約的な現場への導入は進んでいなかった。

2016年に国土交通省が「生産性改革元年」と位置づけて情報化施工を前提とする「i-Construction」の導入に着手し始めた。BIM（Building Information Modeling）と呼ばれる、3次元の建物のモデルにコストや管理に必要な各種情報を付加することで、より効率的かつ多角的な設計・施工を進めるためのワークフローの導入が進められている。

また、2017年には清水建設が自立型ロボット建機を開発し、2018年には大阪の工事現場で5種類の工事ロボットの導入を進めている。シミズスマートサイトと呼ばれる鉄骨の柱や梁を自動搬送・設置し、それらの鉄骨を自動で溶接するロボットを活用した工事を開発したことで、基準床面積3,000平方メートルクラスのビルに適用した場合、およそ6,000人（およそ70%）の省人化が可能としている。

● 法改正の動向

建設業界は、いわゆる 36 協定の時間外労働の限度に関する基準の適用除外*とされてきた。昨年 3 月に政府が決定した「働き方改革実行計画」に沿って労働基準法が改正され、建設業界でも労働時間上限の限度基準告知が適用されることが決まった。しかし、オリンピック需要などを背景に、改正法施行後 5 年間の猶予期間が設けられており、他業種に比べて働き方改革の取組は道半ばである。

*時間外労働の限度に関する基準とは、1998 年労働省告示第 154 号により、労働時間の延長に関する限度が示されたが、適用除外として以下の 4 事業が指定されている。

- ①工作物の建設等の事業
- ②自動車の運転の業務
- ③新技術、新商品等の研究開発の業務
- ④厚生労働省労働基準局長が指定する事業または業務

「時間外労働の限度に関する基準（H29.3）」

<<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyou/0000123090.pdf>>

<情報セキュリティ>

○経済産業省が産業保安分野プラントの事故防止で企業間のデータ共有を促すガイドラインを公表

（参考情報：2018 年 4 月 26 日付 経済産業省 HP）

経済産業省は 4 月 26 日、産業保安分野*プラントの事故防止を目的に、関連データの企業間共有を促進するためのガイドラインを公表した。

公表された「産業保安版のデータの利用に関する契約ガイドライン」は、各プラント保有データの権利帰属についての基本的な考え方の整理やモデル契約書および各条項の解説などを記載。これまで企業がデータ共有する際の制約を解消する方策を盛り込んだ。契約交渉や契約締結業務のほか、他の産業分野のデータの利用に関する契約類型の検討やデータの利用全般など、幅広い業務での参照を想定している。

同省は、国内の産業保安分野において、プラントの老朽化や熟練世代の引退が進むのに伴い、重大事故発生のリスク増大を懸念。その主な対応策として IoT やビッグデータの活用に着目した。企業が個別に保有するデータを共有することでそれらの開発に拍車を掛ける思惑がある。しかし、現実には、生産プロセス等各社固有の競争力に関わる情報やライセンス契約等による開示不可能な機密情報など競争領域のデータを含むことなどを理由に、多くの企業がデータ共有に慎重だ。同省は、ガイドラインで、そうした企業の懸念を解消したい考え。

同時に公表された「IoT セキュリティ対応マニュアル」は、プラントの管理者を対象に、IoT 導入で増加する脆弱性（外部接続）等の新たなリスクに関するセキュリティ対策例を掲載。具体的には、情報漏洩や当初想定しないデータの利用をされることによるノウハウの流出、ネットワークを経由したプラント設備やその運転に影響を与えるサイバー攻撃等の脅威などについて解説している。

* 産業保安分野とは、主に石油精製、石油化学、一般化学、鉄鋼、電力、ガス業界をさす。

<法務>

○経済産業省が「国際競争力強化に向けた日本企業の法務機能の在り方研究会報告書」を公表

(参考情報：2018年4月30日付 経済産業省 HP)

経済産業省は4月30日、「国際競争力強化に向けた日本企業の法務機能の在り方研究会報告書」(以下「本報告書」とする。)を公表した。日本企業が国際競争力強化のために求められる法務機能とその強化の方向性などをまとめている。

報告書は、法務機能を「ガーディアン(守り)」と「パートナー(攻め)」の2つに定義。これまでの法務機能の中心的な役割は、「守り」にあった半面、経営環境が大きく変化する時代において「攻め」の役割を果たすことの重要性を強調した。併せて、法務部門のみならず経営層・事業部門においても、法的リテラシーを高めることが必要とし、具体的には自社に関連する法令の改正動向を把握したり、自部門が締結する契約書においてどの条項のリスクが高そうかを感知する能力を備えること等を提案している。

また、日本企業を取り巻く環境について、グローバルな事業展開やITをはじめとするイノベーションの進展等、企業経営を取り巻く環境変化に伴って法務リスクも複雑化・多様化し、法務機能のより一層の強化が求められていると分析。さらに戦略的な法務機能の先進国である米国との比較も加えて、法務部門が良きビジネスパートナーとして積極的に経営・事業に関与できていないなどの課題を挙げた。これらを踏まえて、日本企業が目指すべき姿を示した。

同省は今後、経団連などの関連団体に対して、本報告書も踏まえ企業法務の重要性に関する普及啓発の取組などを行っていく予定。

本報告書が定義する「ガーディアン(守り)」と「パートナー(攻め)」それぞれの機能の概要は以下のとおり。

法務の機能	概要
ガーディアン機能 (守り)	法的リスク管理の観点から、経営や他部門の意思決定に関与して、事業や業務執行の内容に変更を加え、場合によっては意思決定を中止・延期させる等によって、会社の権利や財産、評判などを守る機能。 <具体的な要素> ・「最後の砦」として企業の良心となること (合法性のみならず、社会に受け入れられるかという視点での正しさに基づく判断など) ・コンプライアンス・ルール策定と業務プロセスの構築および徹底 (国際的に変化する規制を踏まえた自社のルール・契約等の最適化など) ・契約による自社のリスクのコントロール (リスクを予防し、顕在化した場合の影響を軽減する条件を織り込んだ契約書の作成など) ・自社の損害を最小限に抑えるための行動 (民事訴訟で訴えられた場合の応訴、行政処分＝独占禁止法に基づく排除措置命令、課徴金納付命令＝への適時適切な対応など)
パートナー機能 (攻め)	経営や他部門に法的支援を提供することによって、会社の事業や業務執行を適正、円滑、戦略的かつ効率的に実施できるようにする機能。 <具体的な要素> ・ビジネスの視点に基づいたアドバイスと提案 (M&A や業務提携などの重要な契約の交渉や新規プロジェクトへの早い段階からの参画、法的問題の把握と具体的な解決策の提案など) ・ファシリテーターとしての行動 (新規プロジェクトなどの必要な場面で、スケジュールなどを把握するとともに、社内外のリソースの確保など)

	・ビジョンとロジックを携えた行動 (法律が予定していない領域（グレーゾーン）でのビジネス拡大に向けたロジックの構築、法解釈変更・法改正に向けた提案やロビー活動など) ・法令・契約に基づいた正当な主張 (告訴、民事訴訟における反訴など著しく不合理な要求に対する毅然とした対応など)
--	---

(出典：本報告書をもとに MS&AD インターリスク総研が作成)

海外トピックス：2018年4月に公開された海外のCSR・ERM等に関する主な動向をご紹介します。

<気候変動>

○アップル、全世界の自社電力100%を再エネに転換

(参考情報：2018年4月9日付 アップル HP)

アップルは4月9日、世界43か国にまたがる自社の全事業所において、使用する電力全てを再生可能エネルギーに転換したことを公表した。これには、小売店、オフィス、データセンター、共同施設が含まれる。

同社は世界各地で25か所の再生可能エネルギープロジェクトを有しており、その発電容量は合計626メガワットに上っている。さらに建設中の15か所のプロジェクトを加えれば、1.4ギガワットを超える。

また新たに同社のサプライヤー9社が、100%の再生可能エネルギーによる同社向け製品生産を誓約したと発表した。これにより、これまで誓約した同社のサプライヤー数は、23社に達する(下表のとおり)。

企業名	国	企業名	国	企業名	国
Arkema	フランス	Jabil Circuit	米国	Solvay Specialty Polymers	ベルギー
Biel Crystal Manufactory	中国	Lens Technology	中国	Sunway Communication	中国
Catcher Technology	台湾	Luxshare-ICT	中国	Sunwoda Electronics	中国
Compal Electronics	台湾	Mega Precision	中国	Wistron	中国
DSM Engineering Plastics	オランダ	Pegatron	台湾	Yuto	中国
ECCO Leather	オランダ	Qorvo	米国	イビデン株式会社	日本
Finisar	米国	Quadrant	スイス	太陽インキ製造株式会社	日本
Golden Arrow	カナダ	Quanta Computer	台湾		

同社は、使用する電力のすべてを再生可能エネルギーに転換することを目指すイニシアチブであるRE100に参加している。RE100の参加企業数は、5月22日現在で132社に達しており、このような動きは今後も加速していくと考えられる。

<環境金融>

○国際海事機関が海運業界の気候変動初期戦略を採択

(参考情報：2018年4月13日付 国際海事機関 HP)

国際海事機関(IMO)*は4月13日の海洋環境保護委員会(MEPC)**で、海運業界の気候変動初期戦略を採択したことを発表した。野心的な目標として、①エネルギー効率の良い新しい船による船舶の開発を通じたCO2排出量低減、②国際海運の輸送量当たりのCO2排出量低減：2008年比で2030年までに40%、2050年までに70%の削減、③国際海運のGHG(温室効果ガス)排出量低減：2008年比で2050年までに50%削減—を掲げている。パリ協定の排出削減目標には国際海運について言及がなかったが、今回の戦略はその削減目標に合わせた形となっており、船舶の取締機関であるIMOが国際海運のGHG排出量削減を約束したことになる。

こういった動きと並行して、日本郵船は4月17日、国内市場において公募形式となるグリーンボンド***を同年5月に発行することを公表した。グリーンボンド発行は国内事業会社として4社目、海運業界として世界初の取組みとなる。グリーンボンド発行により、投資家の拡大、幅広いステークホルダーへの認知、海運業の気候変動取組みをリードすることになる。

海運輸送は輸送量当たりのCO2排出量が低く環境にやさしい輸送方法の一つに挙げられる。一方、新興国等の経済成長に伴う海上輸送量の増加と連動してCO2排出量が増加傾向にある。

UNEP-DTU の報告書によると、海上輸送の需要が伸び 2050 年には CO2 排出量が 50~250%（2012 年比）増加する可能性が示されている。

パリ協定以降、低炭素社会に向けた取組みやそれを評価する動きが世界的に活発化している。関連する技術革新や早期の取組み推進が企業競争力の源泉となり得るため、このような動きは、海運業界のみならず国内でも増えてくることが予想される。

*国際海事機関（IMO：International Maritime Organization）とは、船舶の安全、海洋汚染防止、海事問題に関する国際協力を促進するための国連の専門機関。日本は設立当初の加盟国として理事の地位にある。
2016 年 1 月時点で 171 の国と地域が正式に加盟している。

**海洋環境保護委員会（MEPC：Maritime Environment Protection Committee）とは、IMO 直下の委員会のひとつ。船舶からの汚染防止・規制に関する検討を行う。

***グリーンボンドとは、用途を地球温暖化対策や環境プロジェクトなど環境問題の解決となる事業に限定し、資金調達する債券のこと。これにより発行体の環境問題への取組み姿勢をより鮮明に打ち出すことが可能となる。

Q&A : CSR・ERM 等に関するさまざまなご質問についての解説を行うコーナーです。



Question

最近、Science Based Targets を設定する企業が増えていると聞きます。Science Based Targets の概要と、企業の取り組み状況について教えてください。

Answer

1. Science Based Targets とは

(1) SBT の概要

Science Based Targets (以下、SBT) は、国連グローバルコンパクト、CDP *、世界資源研究所 (WRI)、世界自然保護基金 (WWF) による Science Based Targets イニシアチブが推進している、企業の「科学と整合した」温室効果ガス削減目標のことです。SBT イニシアチブは、企業や投資家の温暖化対策を推進している国際機関やシンクタンク、NGO 等が構成機関となって運営しているプラットフォーム「We Mean Business」の一環として設立されました。

2015 年のパリ協定を受けて、気候変動の影響を抑えるために、地球の気温上昇を 2 度未満に抑える「2 度目標」を達成する必要があるということが、国際的に広く認識されています。SBT の「科学と整合した」とは、企業による温室効果ガス (以下、GHG) 削減目標が、IPCC (気候変動に関する政府間パネル) の第 5 次評価報告書で示されているような、2 度目標達成のために必要な脱炭素化のレベルと一致していることとされています。

IPCC によれば、2100 年の気温上昇を 2 度以内に抑えられる可能性の高いシナリオを仮定すると、2050 年には GHG 排出量を 2010 年比 40~70%削減、さらに 2100 年にはほぼゼロかそれ未満に抑える必要があるとされています。このように急激な GHG 排出削減が求められるなかで、目標達成のためには企業の取り組みが欠かせないとして、SBT の設定が推進されています。

(2) SBT の基準

SBT として認定を受けるためには、以下の基準を満たす目標を設定する必要があります。

基準	概要
範囲設定 (バウンダリ)	企業のスコープ 1、2 排出量と関連するすべての GHG をカバーすること。 (GHG プロトコルのスコープ 1、2 排出量と範囲を一致させることが必要)
時間枠	目標は、発表日から 5 年~15 年の期間を対象とすること。
削減水準	2 度目標に整合する目標であること。
スコープ 3**	スコープ 3 の排出量割合が高い (スコープ 1、2、3 の合計の 40%以上) の場合、意欲的かつ算定可能なスコープ 3 の目標が必要。スコープ 3 のバウンダリは、排出量の大部分 (例: 上位 3 カテゴリ、合計排出量の 2/3、等) を含める必要がある。
報告	年に 1 度全社的な GHG 排出量インベントリを開示し、進捗を報告する。

(グリーンバリューチェーン・プラットフォーム WEB サイトより引用)

2. SBT を設定するメリット

SBT イニシアチブは、企業が SBT を設定することのメリットの一つに、投資家等からの信頼性・信用の向上を挙げています。SBT の設定を通じて、気候変動に対するリーダーシップを取ることで、投資家や消費者、従業員、政策決定者、環境団体等のステークホルダーからの信頼や評判を高めることができます。

近年、投資家が企業に対して、気候変動関連の取り組みや情報開示を求める動きが、国際的に広がっています。SBT に取り組むことは、GHG 削減に向けて自社が戦略的に取り組んでいることを投資家に示す一つの手段となります。

SBT イニシアチブの設立主体の一つである投資家イニシアチブの CDP は、企業に送付する気候変動質問書において、SBT の策定状況についての質問を設けており、SBT が認定されている場合は加点を受けることができます。

その他、SBT のメリットとして以下の点が挙げられています。

- イノベーションを促進する：低炭素経済への移行により新しい技術や事業慣行などの発展がもたらされる
- 規制の不確実性を低減する：意欲的な対策を現在取っておくことによって、将来的な GHG 削減のための政策や規制に対して先手を取ることができる
- 採算性および競争力の向上：化石燃料等の資源価格が上昇する将来においても、戦略的な目標設定をしておくことによって、効率的で無駄のない、息の長い経営が保証される

3. SBT 認定のプロセス

SBT の認定に向けては、以下のプロセスを経ることになります。

(1) コミットメントレターの提出

SBT イニシアチブにコミットメントレターを提出することにより、SBT の設定にコミットするというのが示され、コミット済み企業として同イニシアチブの WEB サイト等で公表されます。

(2) 目標を設定する

コミットメントレターの提出から 24 ヶ月以内に SBT を設定することが求められます。

(3) 目標の認定を受ける

目標の設定後、SBT イニシアチブに目標を提出し、SBT の基準を満たしているかについて審査を受けます。審査を通過した場合、企業の目標は SBT として認められることになります。

4. 企業の SBT 取り組み状況

2018 年 5 月 21 日現在、世界で 411 社の企業が SBT イニシアチブにコミットし、そのうち 105 社が目標を SBT と認定されています。

日本企業では 58 社がコミットし、そのうち 16 の企業が目標を認定されています。認定されている日本企業の目標の例は以下のとおりです。

第一三共	・ 2030 年までに、操業における GHG 排出量を 2015 年比で 27%削減する ・ 2020 年までに、主要サプライヤーの 90%に GHG 削減目標を設定させる
リコー	・ 2030 年までに、スコープ 1・2 の GHG 排出量を 2015 年比で 30%削減する ・ 2050 年までに、スコープ 1・2 で GHG 排出ネットゼロを達成する ・ 2030 年までに、スコープ 3 の排出量を 2015 年比 15%削減する
ソニー	・ 2020 年までに、操業による GHG 排出量を 2000 年比で 42%削減する ・ 2050 年までに、環境フットプリントゼロに向け、スコープ 1・2・3 における GHG 排出を 2008 年比で 90%削減する
パナソニック	・ 2030 年までに、スコープ 1・2 の GHG 排出量を 2013 年比で 30%削減する ・ 2050 年までに、上記排出量をゼロにする ・ 2030 年までに、スコープ 3 の排出量を 2013 年比で 30%削減する

(Science Based Target initiative WEB サイトより弊社作成)

日本政府も国内企業の SBT 設定を推進しており、環境省によって SBT 設定支援の事業が実施されたほか、2017 年 12 月にフランス・パリで開催された気候変動サミット・One Planet Summit においては、河野外務大臣が 2020 年 3 月までに日本企業 100 社の SBT 認定を目指すことを表明しています。

5. おわりに

投資家等から企業に対して気候変動に対する取り組みや情報開示を求める動きが国際的に高まりつつある中で、2 度目標達成に向けた意欲的な長期目標を策定し、開示することがますます重要になってくると考えられます。国内でも、SBT を設定する企業が年々増加しています。SBT イニシアチブが開示しているツールやガイドラインを参照し、長期目標の設定に向けて検討を始めることが推奨されます。

* 「CDP」(旧 Carbon Disclosure Project) とは、機関投資家が連携して運営する非営利団体で、企業に対して質問書を送付し、気候変動に対する戦略や温室効果ガスなどの情報開示を求める取り組みを展開している。

** 「スコープ」とは、GHG 排出量算定の範囲を示すもの。それぞれの範囲は以下のとおり。

スコープ 1: 自社の工場・オフィス・車両からの排出など、事業者自らによる直接排出

スコープ 2: 他社から供給された電気・熱・蒸気などエネルギー使用に伴う間接排出

スコープ 3: スコープ 1、2 を除く、バリューチェーン全体の排出量 (例えばサプライヤーが調達物品を製造する際の排出量など)

以上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。CSR（企業の社会的責任）・ERM（全社的リスク管理）等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研 Riskマネジメント第三部
TEL.03-5296-8912（危機管理・コンプライアンスグループ）
TEL.03-5296-8913（環境・CSRグループ）
TEL.03-5296-8914（統合リスクマネジメントグループ）
<http://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<環境・CSRグループ>

- ◆ 環境経営（環境リスク・ブランディング）
- ◆ 環境マネジメントシステム（ISO14001等）
- ◆ 生物多様性
- ◆ エネルギー（再エネ・省エネ）
- ◆ 社会リスク（環境デューデリジェンス・人権リスク等）

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社的リスク管理）
 - ・ リスクマネジメント体制構築
 - ・ 企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のCSR・リスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2018